

# 第1章 農業振興計画策定の目的と位置づけ

## 1 計画の背景と目的

福生市は、平成23年3月に「福生市農業振興計画」を策定し、福生市の農業が都市環境と調和し継続的に発展できるよう、さまざまな施策を展開してきました。

しかしながら、農業を取り巻く状況は大きく変化しており、後継者や担い手の不足、農業従事者の高齢化や相続による農地転用などにより、農地の減少傾向が止まらない状況にあります。一方で、食の安全性や地産地消への関心の高まりから、農業に対する期待は高くなっており、安全安心な農産物の提供の場として期待されています。また、農産物を供給するだけでなく、景観形成の機能や防災機能、農作業体験や交流の場としての機能など、多面的な役割を發揮することも期待されています。

国は、これまで農業の基本方針であった「農業基本法」を見直し、平成11年に「食料・農業・農村基本計画」を策定し、都市農業の振興の必要性を位置づけました。また、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な發揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として、平成27年に「都市農業振興基本法」を策定し、この基本法に基づき、都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28年には「都市農業振興基本計画」を策定しました。この基本計画において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」として位置づけられました。

東京都では、これを受けて、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策を展開し、必要な制度改善を国に提案していくため平成24年に策定した「東京農業振興プラン」を、平成29年に「東京農業振興プラン -次代に向けた新たなステップ-」として新たに策定し、担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開などを中心に、施策展開を図っています。

このように農業を取り巻く状況が変化する中で、本計画は、平成23年3月の策定から10年を迎えるにあたり、国や都の状況を踏まえつつ施策内容の検討を行い、長期的な視点から、福生市の農業が都市環境と調和し継続的に発展できるよう、改定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、福生市総合計画（第5期）に定められた「生み出す」の「地域産業の活力を生み出す」における施策内容を踏まえて策定するものです。

また、「農業経営基盤強化促進法」に定める農業基本構想及び「都市農業振興基本法」における地方計画として位置づけるとともに、国の「食料・農業・農村基本計画」や東京都の「東京農業振興プラン」などとの整合性を図り、農業振興を推進するものとします。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。また、中間年次にあたる令和7年度には、本計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを実施します。

<本計画の位置づけ（イメージ）>

